

第3章

水道事業を取り巻く社会潮流

第3章 水道事業を取り巻く社会潮流

我が国では、政治、経済、社会、すべての面において、大きな転換期を迎えています。将来に向けた水道事業を進めていくためには、現在の水道事業を取り巻く潮流の変化を的確に捉えながら、時代の要請に対応していくことが必要です。

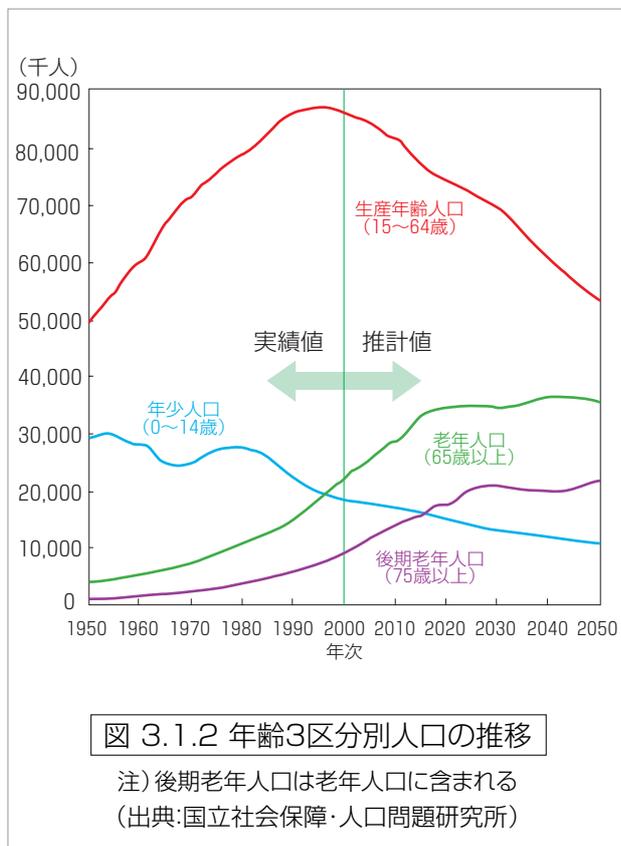
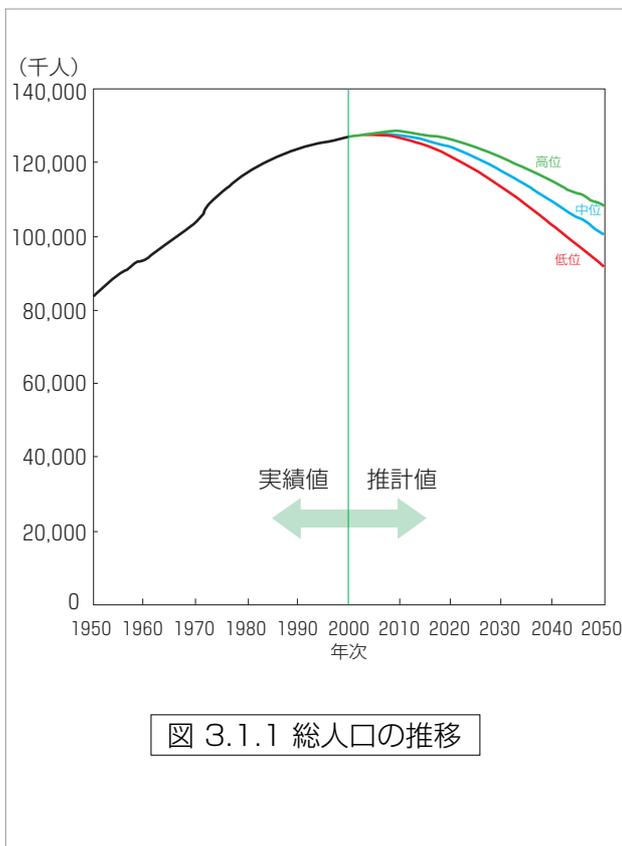
3.1 人口減少と少子・高齢化

日本の総人口は出生率の低下に伴い、平成19年(2007年)頃をピークとして、その後、減少傾向に転じ、同時に進行する生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加により、世界に類のない高齢化社会を迎えるものと予想されています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(平成14年1月)によれば、平成12年(2000年)の日本の総人口は1億2,693万人であったが、平成62年(2050年)には、約1億60万人になると予測されています。

※平成17年(2005年)から人口減少が始まっています。

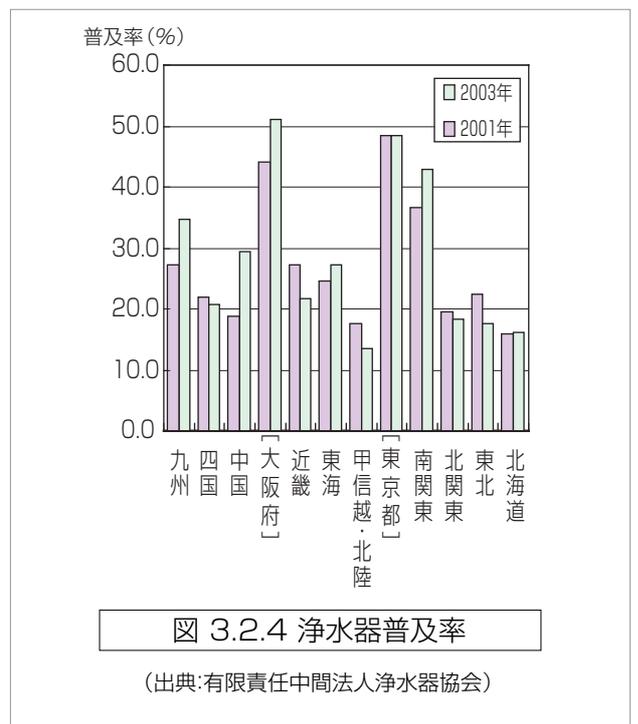
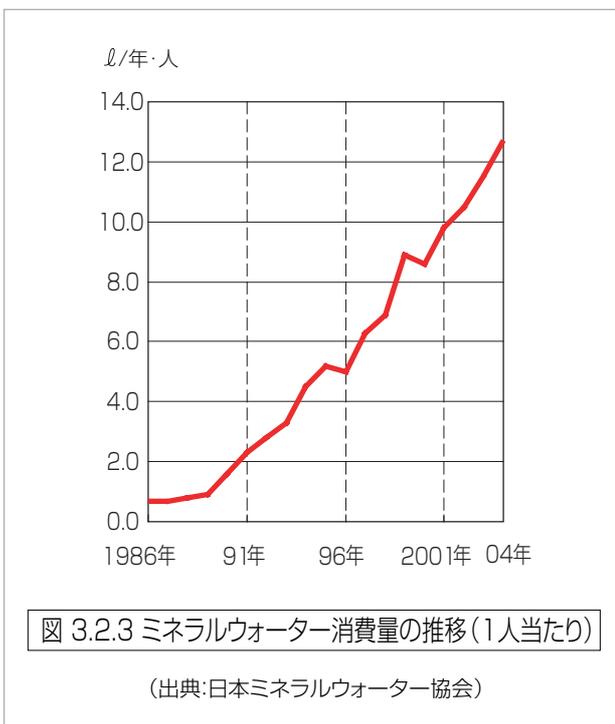
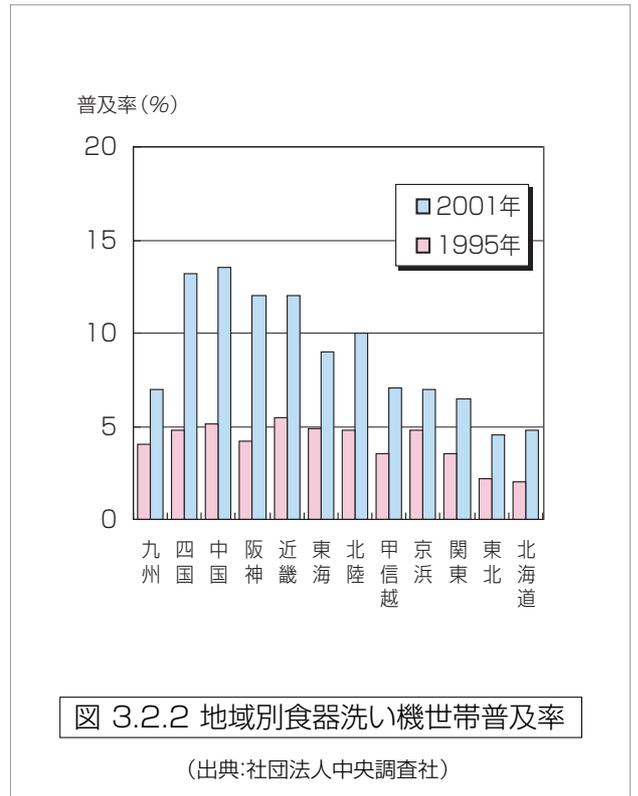
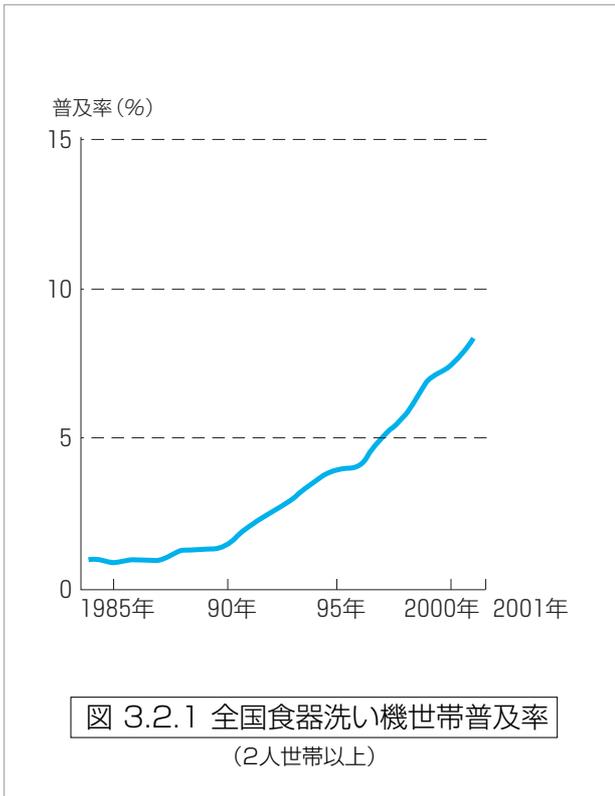
※参考資料としての超長期推計によると、2100年には現在人口の約半分の6,400万人に達するという結果になっています。(いずれも中位推計^{*})



3.2 水需要の変化

長期化する景気の低迷、世帯構成の変化、節水型機器の普及と節水意識の浸透などにより水需要は減少傾向にあり、一方では浄水器の使用やミネラルウォーターの飲用など、水道水の安全性や品質についても消費者の厳しい目が向けられています。

近年では、膜ろ過^{*}技術を応用した小規模な浄水施設が実用化され、大口需要者が井戸水などの独自水源を確保するといった「水道水離れ」も各地で見られ、その対策に苦慮しています。



3.3 水質基準の強化

水質の面からは、WHO（世界保健機関）の「飲料水水質ガイドライン」の全面改正を受けて、新しい水道水質基準が平成16年度から適用されています。今後も水道水質に関する基準が強化されてくるものと予想されます。

表 3.3.1 水質基準項目（平成16年4月施行）

	項目	備考		項目	備考
1	一般細菌	病原生物	26	総トリハロメタン	消毒副生成物
2	大腸菌（新規）		27	トリクロロ酢酸（新規）	
3	カドミウム及びその化合物	金属類	28	プロモジクロロメタン	
4	水銀及びその化合物		29	プロモホルム	
5	セレン及びその化合物		30	ホルムアルデヒド（新規）	
6	鉛及びその化合物		31	亜鉛及びその化合物	金属類
7	ヒ素及びその化合物		32	アルミニウム及びその化合物（新規）	
8	六価クロム化合物		33	鉄及びその化合物	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン		34	銅及びその化合物	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		無機物質	35	ナトリウム及びその化合物
11	フッ素及びその化合物	36		マンガン及びその化合物	
12	ホウ素及びその化合物（新規）	37		塩化物イオン	無機物質
13	四塩化炭素	38		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	
14	1,4-ジオキサン（新規）	一般有機化学物質	39	蒸発残留物	有機物質
15	1,1-ジクロロエチレン		40	陰イオン界面活性剤	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		41	ジェオスミン（新規）	におい
17	ジクロロメタン		42	2-メチルイソボルネオール（新規）	
18	テトラクロロエチレン		43	非イオン界面活性剤（新規）	有機物質
19	トリクロロエチレン		44	フェノール類	
20	ベンゼン		45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)（新規）	
21	クロロ酢酸（新規）		消毒副生成物	46	pH値
22	クロロホルム	47		味	
23	ジクロロ酢酸（新規）	48		臭気	
24	ジブロモクロロメタン	49		色度	
25	臭素酸（新規）	50		濁度	

3.4 法改正等による規制緩和、事業の広域化・統合化の動き

水道事業の経営については、政府経済財政諮問会議や政府総合規制改革会議（平成16年度からは規制改革・民間開放推進会議）などで各種の提言がなされており、これらを受けて、法律の制定や改正が行われています。

また、水道事業に関して従来の概念を超えた、ハード・ソフト両面にわたる多様な形態の広域化・統合化の検討が進められています。

(1) 規制緩和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の制定（平成11年9月）

- ・ 民間が有する資金、経営能力、技術力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営などを行うことができます。

水道法の改正による第三者委託制度の導入（平成14年4月）

- ・ 水道施設の技術運営を第三者に委託することができます。

地方自治法の改正による公の施設に係る指定管理者制度の導入（平成15年4月）

- ・ 施設の管理・運営に関する権限も委任して行わせることができます。

地方独立行政法人法の制定（平成16年4月）

- ・ 民間企業の参入が困難な事業についても、独立した法人としての運営が可能になります。

(2) 広域化・統合化

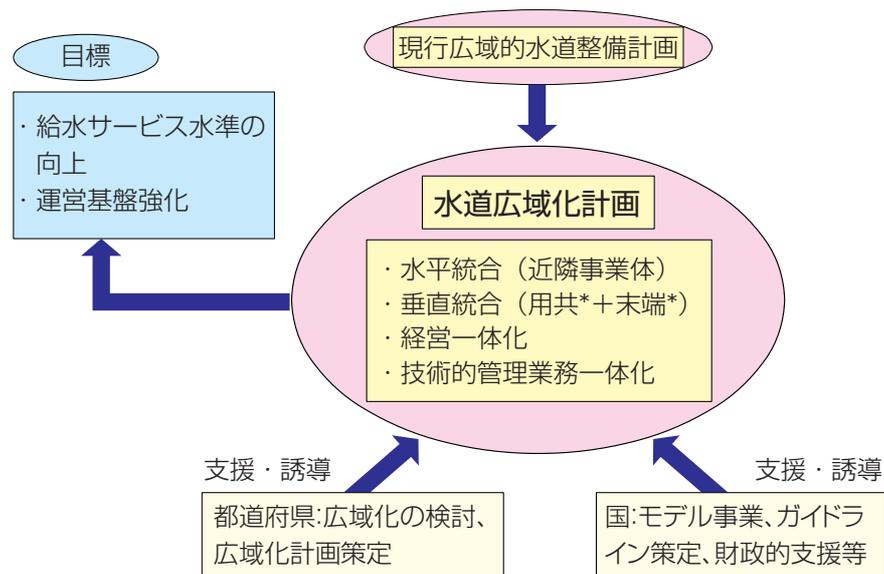
水道法の改正による広域的な水道整備計画の可能性（平成14年4月）

- ・ 市町村域を越えて広域的に水道施設等を整備することにより、水道水の安定供給を行う目的で広域的な水道整備計画の策定ができます。

国の水道ビジョンで示された「新たな概念の広域化」の推進（平成16年6月）

- ・ 大阪府を含む4府県をモデル地区として、具体的な検討がおこなわれています。

新たな水道広域化計画の推進



※ 用共:水道用水供給事業者
末端:末端給水事業者

3.5 地球環境問題

地球の環境問題の深刻化に伴い、自然環境の重要性が世界的に高まっている中で、自然環境は保全すべき対象としてのみならず、新たに創造してゆくべき資産として考えていくことが求められています。

環境・水問題に関する国内の動き(2005年)

- 2005年 6月 第21回水郷水都全国会議(福岡県久留米市)
 - 2005年 7月 第31回日本環境学会研究発表会(北海道札幌市)
 - 2005年 9月 第8回日本水環境学会シンポジウム(滋賀県大津市)
 - 2005年 10月 第5回地球環境技術展・国際シンポジウム(大阪府大阪市)
 - 2005年 10月 びわ湖環境ビジネスメッセ2005(滋賀県長浜市)
- その他多数のシンポジウム、講演会、会議が開催された。

環境・水問題に関する世界の動き

- 1992年 地球サミット(ブラジル・リオデジャネイロ)
 - 1996年 世界水会議(WWC)設立、世界水パートナーシップ(GWP)設立
 - 1997年 第1回世界水フォーラム(モロッコ・マラケシュ)
 - 2000年 第2回世界水フォーラム(オランダ・ハーグ)
 - 2002年 地球サミット(南アフリカ・ヨハネスブルク)
 - 2003年 第3回世界水フォーラム(日本・京都)
-
- 2006年 第4回世界水フォーラム(メキシコ・メキシコシティ)

